

のりあいタクシー実証運行経費について

●令和 4 年度（初年度 円/年間）

	金 額	備 考
車両運行費	17,627,750	車両費・運転手人件費・予約受付人件費・燃料費・保険料・感染症対策費等
予約運行システム費	2,026,330	システム導入費・システム利用料・通信機器購入費・通信費等
備品購入費	4,155,207	印刷製本費・郵便料・消耗品等
一般管理費	6,650,000	
①総経費	30,459,287	
②運行収入	1,008,000	
③差引補助額 (①-②)	29,451,287	
④実質負担額 (③×0.6)	17,670,772	

●令和 5・6 年度（2・3 年度目 円/年間）

	金 額	備 考
車両運行費	28,654,878	車両費・運転手人件費・予約受付人件費・燃料費・保険料・感染症対策費等
予約運行システム費	1,505,760	システム利用料・通信費等
備品購入費	378,600	印刷製本費・郵便料・消耗品等
一般管理費	11,400,000	
①総経費	41,939,238	
②運行収入	2,016,000	
③差引補助額 (①-②)	39,923,238	
④実質負担額 (③×0.6)	23,953,942	

* 令和6年度には、本運行のための資格取得費約 10 万円が別途かかります。

* 特別交付税の対象となるため、実質負担額は補助額の 6 割となります。

【特別交付税による補助率の変更について（羽生市への影響）】

令和元年度までは特別交付税により、地方バス事業に対して全国一律で経費の8割が補助され、自治体の負担は2割だけでした。しかし、令和2年度から補助率が引き下げられ、羽生市の場合は、国の補助が4割、市の負担が6割となりました。

のりあいタクシーの経費についても同様に、市の負担は当初予定の2割から6割へと3倍になります。

そのため、のりあいタクシーにつきまして、経費削減に努めていく必要があります。

【のりあいタクシーの主な経費削減について】

以下のことに留意し、経費削減に努めます。

（削減合計額：4,904千円／年間）

●車両代等の削減（削減額：248万円／年間）

運行車両3台中1台（ワゴン型）は新規購入し、2台（乗用車型）は羽生タクシーで使用していた車両を使用します。

●運転手等人件費の削減（削減額：240万円／年間）

運行時間を8時～17時（迎えは16時が最終）としていますが、午後の利用は減るため、3台のうち1台（乗用車型）は午前のみ（8時～12時・迎えは11時が最終）の運行とします。

●郵送代の削減（削減額：24千円／年間）

実証運行開始（令和4年10月1日）後、身体障害者手帳等を新たに取得した障がい者の方への制度案内通知は、市社会福祉課で配布してもらいます。